

答申書

令和4年2月
平塚市環境審議会

令和4年（2022年）2月21日

平塚市長 落合 克宏 様

平塚市環境審議会
会長 室田 憲一

令和3年7月2日付3平環政第155号にて、平塚市環境基本条例第22条第2項の規定に基づき諮問のありました平塚市環境基本計画の中間見直し等について、次のとおり答申します。

答 申

本市では、平成29年3月に策定した平塚市環境基本計画（平成29年～平成38年）に基づき、これまで5年間にわたり、めざすべき環境像として「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」を掲げ、環境の保全や創造の取組が着実に進められてきました。

この期間で、本市を取り巻く状況は、環境問題をはじめとして大きく変化しています。国内においては、地球温暖化にかかわる変化として、異常気象への対策や国による脱炭素社会を目指した2050年カーボンニュートラル宣言などがありました。また、SDGsが国際社会共通の目標として、持続可能な社会の実現が目指されました。

中間見直し案は、これらの動向なども踏まえて、広範に亘る環境の問題に対して、時宜を得た内容となっています。しかしながら、海洋プラスチックごみや今後新たに顕在化する課題に対しても、以下の事項を踏まえ、各施策の推進、展開されるようお願いいたします。

1 社会情勢等を踏まえた対応について

見直し後においても、SDGsなど国際的な動向や環境にかかわる法令等の改正に確実に対応すること。また、海洋プラスチックごみ問題の例から、今後、広く普及した製品や物質が新たな環境問題として、顕在化する可能性がある。このような場合にも新たな課題として対応すること。

2 2050年カーボンニュートラルに向けた取組の推進について

中間見直し案では、市域における二酸化炭素排出削減目標が見直されました。削減目標の達成に向け、市として脱炭素に向けた取組を率先して進めていくことはもちろんのこと、市民一人一人が排出削減のための行動ができるよう、周知・啓発を行い、市全体での取組も推進すること。

3 環境の保全と生物多様性の保全について

本市は、山・川・海があり、恵まれた地域として、豊かな自然が形成されている。それぞれは一連として繋がることから、一体として捉えた保全、管理をすること。

また、官民連携により、市内の植物や昆虫など6分野の生物調査が行われたが、今後も、貴重な生態系を保全するとともに、自然環境の豊かさを伝えるため啓発活動をすること。

4 環境教育等の学べる機会の創出について

環境教室や環境イベントなど、時勢に合わせた実施方法を市民団体や関連組織と連携し、自然の中で「見て、触って、感じる」ことができる機会の創出や子どもたちが自発的に行動できるようにするための環境教育の継続的な実施に向け工夫すること。

5 循環型社会の実現に向けた取組の推進について

本市は、平塚市一般廃棄物処理基本計画を改定したことから、プラごみの削減や食品ロスの削減など、生活習慣や商習慣における5Rを定着させ、取組を市域全体に広げていくこと。また、法令等の改正にも確実に対応すること。

6 計画の進行管理について

計画の進行管理については、PDCAサイクルにより行われることが規定されているが、本市の実態が、市民により伝わるよう、実績を数値化するなど、分かりやすく的確な評価の方法について検討すること。

以上